

春の全国交通安全運動

やさしさが

走るこの街 この道路

市民一人ひとりが交通安全意識を高め、車両運転者だけでなく、歩行者、自転車利用者も交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけることが大切です。交通事故防止にご協力をお願いします。

実施期間 4月6日(金)～15日(日)の10日間
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(火)

運動の基本

子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
▽子どもの事故は夕方、道路横断中、自転車乗車中に多く発生しています。これらを踏まえて、運転しましょう。
▽高齢者を見かけたら、徐行するなど「思いやりのある運転」を心がけましょう。
▽高齢運転者は、自己の運転能力を過信すること

重点

- 1 自転車の安全利用の推進(自転車安全利用五則の周知徹底)
▽自転車乗車中は自転車安全利用五則を守りましょう。
▽二日酔いでも飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。
①自転車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る
⑤子どもはヘルメットを着用
▽交差点では、ドライバーとアイコンタクトを取りましょう。
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
▽自分自身だけではなく、同乗している家族や友人の大切な命を守るものです。前席も後席もシートベルト(6歳未満はチャイルドシート)を正しく着用させましょう。
- 3 飲酒運転の根絶
▽「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を絶対に守りましょう。
▽二日酔いでも飲酒運転です。運転する前日は深酒を控えましょう。
- 4 二輪車の交通事故防止
▽二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心がけましょう。
▽ヘルメットを正しくかぶり、プロテクターを着けて体を守りましょう。



みんなで一緒に。ちょっとサイズのたしかな安心。

ちよこつと共済

東京都町村民 交通災害共済

加入手続きはお済みですか？

万一、交通事故(人身)にあったとき、交通災害の程度により見舞金を受けられる「ちよこつと共済」の申し込みを随時受け付けています。

共済期間は、申し込みの翌日から平成31年3月31日までです。まだ加入していない方は、ぜひご加入ください。

なお、加入申込書付パンフレットは、市役所、各市民センターおよび市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)にも用意してあります。

受付場所 市民安全課(市役所3階)、各出張所、市内の金融機関(ゆうちょ銀行を除く)

問い合わせ 市民安全課市民安全係

市立総合病院看護補助者募集

応募資格 高卒以上
募集職種 看護補助者
雇用形態 臨時職員
勤務形態 週5日(土・日曜日勤務・夜勤あり)
仕事内容 オムツ交換 入浴
※土・日曜日、祝日を除く
介助、用具の洗浄業務等
問い合わせ 総合病院管理課 課人事係 ☎22・3191

空き家等活用支援事業補助金

市では、市内の空き家を地域の交流拠点として活用しようとする方に対して、空き家の改修費用の一部を補助します。

利用できる方 市内の空き家を地域の交流拠点として3年以上活用する見込みのある団体または個人

▽建築基準法、都市計画法等の法令に適合している建築物

▽居住その他の使用が1年以上なされていないことが常態である建築物

▽耐震性が確保されている建築物

補助対象となる空き家の条件をすべて満たす建築物

※カフェ、食堂等も可

補助対象となる空き家の条件をすべて満たす建築物

補助対象事業 空き家を地域の交流拠点として活用するための改修工事ならびに工事に付帯する備品の購入および設置にかか

る費用

補助額 改修費用の2分の1(上限50万円)

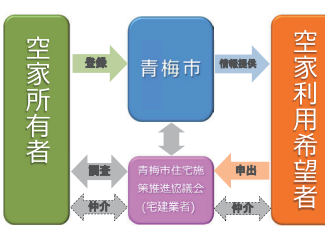
問い合わせ 住宅課住宅政策係

青梅市空き家バンクにご登録ください

市では、市内の空き家を有効に活用し、地域を活性化するため「青梅市空き家バンク」を開設しています。

「青梅市空き家バンク」とは、市内に空き家をお持ちの方に物件をご登録いただき、利用を希望する方にその情報を提供する制度です。空き家の活用等をお考えの方は、住宅課へお問い合わせください。

問い合わせ 住宅課住宅政策係



農地における有害鳥獣被害対策について

市では、イノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物被害防止のため、(公財)東京都猟友会青梅地区に委託して捕獲を実施します。実施の際は、看板を設置する等、事故のないように実施します。農作物被害があった場合は、農林水産課農政係へご連絡ください。

また、農作物被害は、捕獲だけではなく、また、農作物被害は、

被害を防ぐためには、捕獲と併せて農地周辺から有害鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地やエサとなる放任果樹をなくす環境整備、農地への侵入を防ぐ侵入防止柵の設置を行うことが重要です。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 農林水産課 農政係

お詫びと訂正

広報おうめ3月15日号4面掲載「平成30年2月定例会 浜中市長が施政方針を表明」の持続的な行財政運営ができるまちの見出しと写真の表題に誤りがありました。正しくは「モーターボート競走事業」です。お詫びして訂正します。

問い合わせ 秘書広報課 課広報係

建築行為等を行う場合は市に事前の届け出が必要です

市では、「美しい風景都市・青梅」を目指して美しく優れた景観を持つまちづくりを進めるため、「青梅市の美しい風景を育む条例」を制定し、市内で建築行為等を行う場合には、市に事前に届け出ることを義務付けています。建築行為等を行う場合には、必ず届け出をしてください。

なお、重点的に景観形成を図る地区として指定している青梅駅周辺景観形成地区・多摩川沿い景観形成地区とその他の一般地区では、届け出対象行為の規模等が異なります。対象地区等の詳細は、都市計画課へお問い合わせください。

●青梅駅周辺景観形成地区(森下町、上町、仲町、本町、住江町、西分町の一部)

青梅駅周辺景観形成地区においては、建築物の建築、工作物・広告物の設置等について、規模にかかわらず届け出が必要です。

届け出の対象種類	届け出の対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更
工作物	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更
広告物	表示、設置、改造、移転、除却または変更
土地の区画形質・土地利用	変更
石積み・樹木	設置または除却
その他	自動販売機の設置

●多摩川沿い景観形成地区(多摩川沿川、御岳溪谷周辺、釜の淵公園周辺)

多摩川沿い景観形成地区においては、建築物の建築、工作物・広告物の設置等について、規模にかかわらず届け出が必要です。

届け出の対象種類	届け出の対象行為
建築物	新築、増築、改築、移転、除却または意匠の変更
工作物	新設、増設、改造、移転、除却または意匠の変更
広告物	表示、設置、改造、移転、除却または変更
土地の区画形質・土地利用	変更
石積み・樹木	設置または除却
その他	土砂等の堆積、カヌー等に関連する仮設建造物の設置、自動販売機の設置

●一般地区

青梅駅周辺景観形成地区および多摩川沿い景観形成地区を除く、市内のすべての地区においては、一定規模以上の建築物の建築等について、届け出が必要です。

届け出の対象行為の種類	届け出の対象規模
開発行為、宅地造成行為	事業区域の面積が3,000㎡以上のもの
建築物の新築、増築、改築	高さが15mを超える建築物
	高さが10mを超える建築物で、延べ面積が1,500㎡以上のもの
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物の新設、増設、改造	高さが15mを超える工作物